平成２９年（フ）第１６８４号
横浜市鶴見区下末吉２丁目６番13号　クランベリー末吉404号
債務者　江ケ崎　誠
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６８５号
横浜市鶴見区下末吉２丁目６番13号　クランベリー末吉404号
債務者　江ケ崎志保
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６９７号
横浜市港北区新吉田東５丁目59番１―204号
債務者　九里麻起子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６９８号
横浜市中区福富町西通４番地２　横浜サン商事ビル２―Ａ
債務者　安達　　弘
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７００号
横浜市港南区日野中央３丁目21番12―501号
債務者　千葉美奈子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１０３号
静岡県湖西市新居町浜名362番地の１
破産者　酒井　敬司
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
静岡県湖西市新居町浜名362番地の１
破産者　酒井佳代子
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
静岡県浜松市中区浅田町345番地、前住所静岡県浜松市中区常盤町143番地の28
破産者　徐　　寿民
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
宮城県多賀城市大代２丁目５番16号、従前の住所宮城県塩竈市字庚塚128番地50
破産者　佐藤　　信
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２８２号
仙台市宮城野区原町５丁目３番４号　峯岸アパート201、開始決定時の住所仙台市宮城野区五輪２丁目９番12―1001号
破産者　根本惠美子
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３４７号
宮城県黒川郡大和町宮床字下小路21番地
破産者　八巻　輝幸
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３５１号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番11―610号
破産者　新酒　義人
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３５９号
宮城県岩沼市たけくま２丁目６番８号　ウォーム郡山104
破産者　嶋田　　壽
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
長野県下伊那郡喬木村8672番地３
破産者　上島美由起
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第３２号
長野県飯田市松尾常盤台107番地３（市営住宅Ｈ―403号）
破産者　水上　浩二
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第３３１号
愛知県一宮市昭和３丁目７番21号
破産者　南　　稔
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２４号
愛知県犬山市大字犬山字上り屋１番地９
破産者　髙田　将典
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第７号
岡山県苫田郡鏡野町上齋原461番地３
破産者　木村　光志
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部